

## 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
1	千葉県芝山町	ひこうきの丘の設置及び管理に関する条例	ひこうきの丘の設置及び管理	ひこうきの丘の区域内において、ドローン等の小型無人機の使用をすることを禁止	第6条	—	<a href="http://www1.g-reiki.net/town.shibayama/reiki_honbun/g061RG00000586.html">http://www1.g-reiki.net/town.shibayama/reiki_honbun/g061RG00000586.html</a>
2	神奈川県横浜市	横浜市公園条例	公園の設置及び管理	条例第5条第10号において、危険な行為の禁止及び他人の迷惑になる恐れのある行為の禁止を定めており、ドローンの飛行は、解釈上、これに該当するものとして原則禁止。	第5条第10号	—	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000864.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00000864.html</a>
3	神奈川県相模原市	相模原市都市公園条例	都市公園の管理	条例においては「危険を生じさせる恐れのある行為または他人に迷惑を及ぼす行為をすること」を禁止している。ドローンの飛行についても、本規定に該当するものとして整理しており、飛行させるには、許可が必要。	第5条	5万円以下の料料	<a href="http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/reiki/index.html">http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/reiki/index.html</a>
4	神奈川県平塚市	平塚市都市公園条例	都市公園の管理	都市公園内において、業として写真又は映画を撮影する時には市長の許可を受けなければならないとしているため、ドローン飛行により撮影する場合も許可が必要となる。また、その行為が公衆の利用や公園の管理上支障があると認められる場合については、許可はされない。 なお、業としないドローンの飛行については、条例で具体的な規制は設けていないが、市民の憩いの場としての公園に相応しくないと判断し遠慮をしてもらっている。	第3条	5万円以下の過料	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jorei/index.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jorei/index.html</a>
5	神奈川県平塚市	平塚市立公民館の設置及び管理に関する条例	公民館の設置及び管理	公民館附属体育館内での無人航空機(ドローン)、ラジコンカー等の使用禁止。(「公民館及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるもの」に該当)	第4条	—	<a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jorei/index.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/jorei/index.html</a>

## 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
6	神奈川県二宮町	二宮町都市公園条例	都市公園の設置及び管理	他人に迷惑のかかる行為並びに都市公園の管理に支障がある行為をすることを禁止。	第3条	5万円以下の過料	<a href="http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/statistic/reiki/355901010002000000MH/355901010002000000MH/355901010002000000MH.html">http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/statistic/reiki/355901010002000000MH/355901010002000000MH/355901010002000000MH.html</a>
7	富山県	富山県立都市公園条例	都市公園の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第4条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
8	富山県	富山県置県百年記念県民公園条例	置県百年記念県民公園の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第9条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
9	富山県	富山県利賀芸術公園条例	利賀芸術公園の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第16条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
10	富山県	富山県立自然公園条例	自然公園の管理	自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として規制	第28条	30万円以下の罰金	<a href="#">富山県法規集</a>
11	富山県	富山県立山山麓家族旅行村条例	立山山麓家族旅行村の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第14条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
12	富山県	富山県花総合センター条例	花総合センターの管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第8条の2	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
13	富山県	富山県21世紀の森条例	21世紀の森の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第6条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>

## 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
14	富山県	富山県植物公園条例	中央植物園の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第7条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
15	富山県	富山県有峰森林文化村条例	有峰森林文化村の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第6条の2	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
16	富山県	富山県港湾管理条例	伏木富山港(一部)の管理	無人航空機を飛行させることを「他の利用者等に迷惑をかける行為」として、知事が特別の理由があると認める場合を除き規制	第3条	5万円以下の過料	<a href="#">富山県法規集</a>
17	静岡県南伊豆町	南伊豆町海水浴場条例	海水浴場の管理	海水浴場において、ドローンの使用を禁止(ただし、町長が認めるときは、この限りでない)	第7条	3万円以下の罰金	<a href="http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/reiki/act/frame/frame110001268.htm">http://www.town.minamiizu.shizuoka.jp/reiki/act/frame/frame110001268.htm</a>
18	長野県	長野県都市公園条例	都市公園の管理	都市公園において小型無人機(ドローン等)の飛行は原則禁止。申請に基づき安全性が確保され、危険・迷惑行為等に該当しないことが確認できた場合は使用を認めている。	第8条	5万円以下の過料	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/anzenriyo.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/anzenriyo.html</a>
19	長野県安曇野市	安曇野市都市公園条例	公園の設置及び管理	都市公園においては、ドローン飛行は、原則禁止。「他人に危険を及ぼす恐れのある行為、もしくは迷惑をかける行為または、都市公園の管理上支障のある行為」に該当	第7条	5万円以下の罰金	<a href="http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1wreiki/417901010207000000MH/417901010207000000MH/417901010207000000MH.html">http://www.city.azumino.nagano.jp/reiki/d1wreiki/417901010207000000MH/417901010207000000MH/417901010207000000MH.html</a>
20	岐阜県	岐阜県都市公園条例	都市公園の設置及び管理	都市公園において、ドローンの持ち込みは、原則禁止。飛行させるには、知事の許可が必要。「公園施設を損傷し、又は汚損すること」又は「他人に迷惑を及ぼす行為をすること」に該当。」	第3条第2号及び9号	1万円以下の過料	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyoseikanri/shiteikanri/toshikoen/heisei.data/04jyourei.pdf">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/gyoseikanri/shiteikanri/toshikoen/heisei.data/04jyourei.pdf</a>

# 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
21	岐阜県多治見市	多治見市都市公園条例	都市公園の設置及び管理	(行為の禁止) 第14条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (7)たき火その他公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。 (10)公安風俗その他公益を害する行為をすること。	第14条	1万円以下の過料	<a href="https://www3.e-reikinet.jp/taijimi/d1w_reiki/34490101002300000MH/34490101002300000MH/34490101002300000MH.html">https://www3.e-reikinet.jp/taijimi/d1w_reiki/34490101002300000MH/34490101002300000MH.html</a>
22	岐阜県笠松町	笠松町都市公園条例	都市公園の設置及び管理	都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。	第5条第1項第8号	5万円以下の過料	<a href="http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w_reiki/reiki.html">http://www3.e-reikinet.jp/kasamatsu/d1w_reiki/reiki.html</a>
23	愛知県	伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	伊勢志摩サミット開催時における中部国際空港及びその周辺地域等の危険の未然の防止による県民生活の安全と平穩の確保	伊勢志摩サミットの開催に際し、中部国際空港を中心としたほぼ半径4キロのエリア及び要人が来訪する予定の施設の敷地及びその周囲300mの区域内における小型無人機の飛行を一定期間禁止するもの。(期間限定)	第1条	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	失効により掲載なし
24	愛知県	愛知県都市公園条例	都市公園の管理	都市公園内におけるドローン等の飛行を禁止している。 (禁止行為のうち、「他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。」に該当)	第3条	1万円以下の過料	<a href="https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi">https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/aichi-ken/reiki.cgi</a>
25	三重県	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	要人への危険の未然防止により ・会議の円滑な実施 ・良好な国際関係の維持 ・地域の安全の確保	平成28年3月27日から同年5月28日までの間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止。 (ただし、あらかじめ許可を受けた場合等はこの限りではない。) ※平成28年5月28日に失効済	—	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	失効により掲載なし
26	奈良県	奈良県立都市公園条例	都市公園の管理	都市公園においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事(公園管理者)に届け出なければならない。	第10条	—	<a href="http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html">http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html</a>

# 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
27	兵庫県	兵庫県立都市公園条例	行為の禁止	「たき火その他危険な行為をすること。」により禁止。 県立都市公園においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、許可を受けなければならない。	第3条	5万円以下の過料	<a href="http://www6.e-reikin.net/cgi-bin/hvogo-ken/startup.cgi">http://www6.e-reikin.net/cgi-bin/hvogo-ken/startup.cgi</a>
28	兵庫県神戸市	神戸市港湾施設条例	港湾施設の管理	港湾緑地では、イベント等の多客時における飛行は原則禁止。例外的に飛行を認める場合(報道等)は港湾管理者の行為許可が必要。 (条例の規定「港湾施設を保全し、使用の秩序を維持し、環境を保全し、又は設置目的を達成するため使用を制限し、又は一定の行為を命じ、若しくは禁止することができる。」に該当)	第29条	5万円以下の罰金	<a href="http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG0000775.html">http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG0000775.html</a>
29	兵庫県神戸市	須磨海岸を守り育てる条例	須磨海岸の利用及びその港湾施設の管理運営	須磨海岸では、ドローンの飛行は原則禁止。例外的に飛行を認める場合(報道等)は個別に判断する。 (条例の規定「市長が海岸の管理運営上支障があると認める行為」に該当)	第23条第1項第12号	—	<a href="http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG0001438.html">http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG0001438.html</a>
30	奈良県	奈良県立都市公園条例	都市公園の管理	都市公園においてドローンを飛行させようとする者は、あらかじめ、その旨を知事(公園管理者)に届け出なければならない。	第10条	—	<a href="http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html">http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG00000364.html</a>
31	鳥取県	鳥取県都市公園条例	都市公園の管理	鳥取県都市公園条例第2条第1項第10号の規定に基づき、「模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせる」行為を知事が定めるものとして、平成27年5月21日付で禁止した。 なお、公園内への持ち込み、操縦自体を禁止するものではありません。他の利用者に危険が及ぶことがないよう、周りに十分配慮いただいた上での使用については問題ありません。	第2条	5万円以下の過料	<p>■条例</p> <p><a href="http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000728.html">http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00000728.html</a></p> <p>■県立都市公園における小型無人機等の飛行に係る取扱いについて</p> <p><a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/45319.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/45319.htm</a></p>

# 無人航空機の飛行を制限する条例等

	団体名	条例名	目的	概要	該当条文	罰則	条例等のリンク
32	鳥取県	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例	鳥取砂丘の保全・再生の推進と適切な利用の増進	日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第5号の規定により、「模型飛行機その他これに類するものを他人の周囲に飛行させ、身体の安全に対する不安を覚えさせる」行為を禁止している。 ・当該禁止行為に抵触しない形でドローンを使用することは可能。(使用にあたっては、別途定めているガイドラインの遵守が必要。)	第10条	—	(条例) <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/178123.htm</a>  (ガイドライン) <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/659244/guideline.pdf">http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/659244/guideline.pdf</a>
33	佐賀県	佐賀県佐賀空港条例	佐賀空港の管理	佐賀空港でのドローン飛行は禁止。 (「他人に迷惑もしくは危害を及ぼし、又はそのおそれのある行為」に該当)	第11条	—	<a href="https://sv.pref.saga.lg.jp/ken-seijoho/jorei/reiki-int/reiki-honbun/q201RG00000082.html">https://sv.pref.saga.lg.jp/ken-seijoho/jorei/reiki-int/reiki-honbun/q201RG00000082.html</a>
34	佐賀県	佐賀県立都市公園条例	都市公園の管理	条例第3条(行為の禁止) 「他人へ迷惑、危害を及ぼす行為、又はその恐れのある行為」とあり、これに該当する行為として「小型無人機(200g以上のラジコンヘリ・ドローン等)の飛行」を危害を及ぼす行為として運用に規定し、都市公園上空での飛行を禁じている。  併せて例外規定として、「一定の基準を満たし、条例第4条(行為の制限)第2項の許可を受けたもの」、「国土交通大臣の承認を受けた場合の飛行により公園上空通過のみのもの」については禁止の対象外とする旨、運用に定めている。	第3条	—	<a href="http://sy.pref.saga.lg.jp/kens-eijoho/jorei/reiki-int/reiki-honbun/q201RG000000829.html">http://sy.pref.saga.lg.jp/kens-eijoho/jorei/reiki-int/reiki-honbun/q201RG000000829.html</a>